

## 国民健康保険 からの お知らせ

■お問合せ  
保険年金課 岩井仮設庁舎  
内線 1732

### 被保険者証が 新しくなります

現在使用している被保険者証は、3月31日で使えなくなりますが、新しい被保険者証は3月末までに世帯主あてに郵送します。

新しい被保険者証が届いたら、次のことをご確認ください。

- 記載内容(住所、氏名、生年月日)に誤りがないか
- 資格がないのに被保険者証が届いた(他の健康保険に加入、転出、死亡)
- 資格があるのに被保険者証が届かない(転入、出生、他の健康保険に加入していない)

### 国民健康保険に 加入するときは

やめるときは  
届出が必要です

国民健康保険に加入するとき・やめるときは14日以内に保険年金課(岩井仮設庁舎または窓口センター(猿島庁舎)に届け出をしてください。

### 国民健康保険加入の 手続きが必要な場合

- 職場の健康保険などをやめたとき(社会保険喪失証明書などをお持ちください)
- 他の市町村から転入したとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

### 届出が遅れると:

- ・保険税は届出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって納付することになります。
- ・被保険者証がない間の医療費はやむを得ない場合を除き全額自己負担になります。

### 国民健康保険脱退の 手続きが必要な場合

○職場の健康保険などに加入したとき(職場の健康保険証をお持ちください)

○他の市町村へ転出するとき(学生の場合はお申し出ください)

○死亡したとき

○後期高齢者医療制度の対象となったとき

### 届出が遅れると:

資格を喪失した後に国民健康保険の被保険者証を使って診療を受けた分の医療費(国民健康保険負担分)は、後で返すこととなります。

### ドック健診の 助成内容が変わります

4月1日から、ドック健診に対する助成制度が変更になります。

詳細については、お知らせ版4月2日号に掲載する予定です。詳細を確認のうえ、お申し込みをお願いします。

## 坂東市独自の制度 坂東市すこやか 医療費支給制度

坂東市すこやか医療費支給制度は、中学3年生までのお子さんや妊産婦(福)受給者の方が医療保険を使い診療などを受けた際に、一部負担金を助成する坂東市独自の制度です。

### 中学3年生までの お子さんの場合

(福)医療福祉費支給制度に該当しない15歳(中学3年生)までのお子さんが医療機関で診療などを受けた場合に対象となります。

対象期間は、出生の日から中学3年生の3月31日まで

す(福)医療福祉費支給制度に該当し、(福)医療福祉費受給者証(ピンクのカード)をお持ちのかたは除きます。

### 妊産婦(福)受給者の場合

妊産婦(福)受給者が、産婦人科以外の医療機関において診療などを受けた場合に対象となります。

対象期間は、交付申請をした月初めから出産(流産を含む)の翌月末日までです。

※定期健診や予防接種など保険診療以外(自費)の費用は対象となりません。

**受診の際は受給者証の提示が必要です**

県内の医療機関などを受診される際は、保険証と一緒に受給者証を医療機関の窓口提示してください。

### ■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎  
内線 1736